

りそな・TOPIXオープン

目論見書の訂正部分

「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 16 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、また、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 10 月 22 日に関東財務局長に提出し、平成 16 年 10 月 31 日にその届出の効力が生じております。なお、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 11 月 19 日に関東財務局長に提出しております。

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

平成 16 年 11 月 19 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、目論見書の記載内容のうち、一部について新しい内容に改めます。

【訂正箇所及び訂正後の内容】

下線部は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5)発行価格・・（目論見書 P1）

（前略）

継続募集期間

取得申込受付日の基準価額*とします。

（中略）

基準価額は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）あるいは販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「SGアセット」欄で「TOPIX」と表示されます。）に掲載されます。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

6 管理及び運営

(1)資産管理等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（目論見書 P20）

資産の評価

（前略）

2)基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社*または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「SGアセット」欄で「TOPIX」と表示されます。）に掲載されます。

（後略）